

令和2年度 特定不妊治療費の助成申請をされる方へ

令和2年10月 愛媛県 健康増進課



★ご注意を！申請期限は、令和3年3月31日(水)です！

特定不妊治療費助成の申請は、治療後速やかに、治療が終了した日の属する年度内に申請することとなっています。そのため、令和3年3月末までに治療が終了した場合は、速やかに申請手続きを行っていただきますようお願いします。年度末は申請が集中するため、助成の決定までに2～3か月程度かかります。

なお、申請に必要な書類が整わない等の理由により、令和3年3月31日(水)までに申請が難しい場合は、**令和3年3月24日(水)までに必ず、居住地を管轄する保健所に連絡をお願いします。**
締切前に連絡がなく、年度内に申請できない場合は、受付できませんのでご注意ください。

市町が独自に実施する助成申請を行う予定の方は、直接、市役所又は町役場へご連絡ください。

○申請およびお問い合わせ先(必要書類をそろえて、住民票がある市町を管轄する保健所へ提出してください。)

保健所名	所在地	電話番号	管轄市町
四国中央保健所	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-23-3360 (内線112)	四国中央市
西条保健所	西条市喜多川796-1	0897-56-1300 (内線319)	新居浜市、西条市
今治保健所	今治市旭町1丁目4-9	0898-23-2500 (内線226・257)	今治市、上島町
中予保健所	松山市北持田町132	089-909-8757 (内線262)	伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町
八幡浜保健所	八幡浜市北浜1丁目3-37	0894-22-4111 (内線285・286)	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211 (内線260)	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

※ 松山市にお住まいの方は、松山市保健所にお問い合わせください。

➤ 松山市保健所健康づくり推進課 健康支援担当 (松山市萱町6丁目30-5、☎089-911-1870)

○申請に必要な書類 (①～④の様式は愛媛県ホームページからダウンロード可能。⑤⑥は市町村発行。認印必要。)

必要書類	備考
① 愛媛県特定不妊治療費助成事業申請書	ご夫婦が記入、押印。自署ではない記名の場合は夫婦異なる印影の押印が必要、スタンプ式は不可。申請額の訂正は不可。
② 愛媛県特定不妊治療費助成事業受診等証明書	主治医に記入を依頼。 ※指定医療機関での治療費が15万円未満(治療ステージC・Fについては7万5千円未満)で、院外処方がある場合は、「薬剤内訳書」も必要。その様式は保健所へご相談ください。
③ 口座振替申込書兼債権者登録票	①で振込先に指定した方の口座を登録。 ※通帳の写し(口座名義のカナ表示及び口座番号が確認できるページ)又は金融機関による確認印が必要。
④ 特定不妊治療費助成金請求書	①で振込先に指定した方を請求者として氏名等記入し、①と同じ押印が必要。請求額の訂正は不可。
⑤ 戸籍謄本(全部事項証明)	法律上の婚姻関係の証明書類として必要。年度初回申請時は原本(申請前3か月以内発行のもの)が必要。年度2回目以降の申請はコピーで対応可。
⑥ 夫及び妻の市町村県民税所得課税証明書	令和2年6月以降の申請の場合、令和2年度分(令和元年分の所得が記載)を提出。年度2回目以降の申請はコピーでも対応可能。
⑦ 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書及び明細書	領収書で治療内容が確認できない場合は、明細書も提出。授精胚等の管理料(保管料)、入院費、食事代、文書料は対象外。「薬剤内訳書」を提出する場合は、その領収書、明細書も必要。



県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/h25500/4781/huninjyoseigaiyou.html> 「愛媛県 特定不妊」で検索

令和2年度愛媛県特定不妊治療費助成事業のお知らせ (抜粋)

1 対象者 (次のすべてに該当する方が対象)

- ・県内に住所がある (松山市を除く。松山市居住の方は、松山市保健所へ (電話番号: 089-911-1870))
 - ・治療開始日に、法律上の夫婦である
 - ・前年 (1月から5月に申請の場合は前々年) の夫婦の所得の合計額が730万円未満である
 - ・助成を受けようとする治療期間の初日の妻の年齢が、43歳未満である
 - ・特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと判断された方である
- ※新型コロナウイルスの影響により治療の延期や所得の急変がある場合には、令和2年度中に限り、助成対象年齢や助成回数等が一部緩和される場合があります。詳細は県ホームページをご確認ください。

2 対象となる治療

婚姻後、各都道府県・政令指定都市・中核市が指定した指定医療機関等において行われた保険外診療の特定不妊治療 (体外受精、顕微授精 (これらの治療の過程で行う男性不妊治療を含む)) を対象とします。 (医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。)

なお、以下の治療法については、助成の対象とはなりません。

- ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- ・代理母 (妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
- ・借り腹 (夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)

3 助成の額

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに治療を終了 (★1) した特定不妊治療 (保険外診療) に要した費用について、1回の治療 (★2) につき、次の金額を限度に助成します。

① 通算1回目	30万円まで (治療ステージC, Fの治療は7万5千円まで)
② 通算2回目以上	15万円まで (治療ステージC, Fの治療は7万5千円まで)
③体外受精及び顕微授精の治療の一環として男性不妊治療 (精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術) を行った場合	①又は②に追加で15万円まで (ただし平成31年4月1日以降に開始した男性不妊治療は、通算初回申請に限り30万円まで。治療ステージCの治療は除く)

★1…「治療が終了した日」とは、妊娠の確認検査日 (妊娠の有無は問わない)、または、医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日を指します。

★2…「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、採卵、採精、受精、胚移植を経て、妊娠の確認検査 (または医師の判断によりやむを得ず治療を終了したとき) までを指します。

4 助成の回数 (*助成回数は、他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。)

初めて助成申請をする治療期間初日の妻の治療年齢が	40歳未満の場合、通算6回まで
	40歳以上43歳未満の場合、通算3回まで

(注) 回数の上限に達していない場合でも、妻の年齢が43歳以上 (※令和2年度に限り、一部緩和措置あり) に開始した治療および平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は助成できません。

5 参考 (治療ステージ)

ステージA	新鮮胚移植	助成対象
ステージB	採卵を伴う凍結胚移植	
ステージC	以前に凍結した胚の移植	
ステージD	移植のめどが立たず治療終了	
ステージE	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常授精等により中止	
ステージF	採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止	

6 参考 (不妊に悩む方の相談先)

◆愛媛県心と体の健康センター (松山市本町7丁目2、専用☎ 089-927-7117)
毎週水曜日 (年末年始・祝祭日除く)、13~16時 電話及び面接 (予約制) の相談が無料で可能。

◆休日不妊相談ダイヤル (専用☎ 080-4359-8187)

毎週土曜日 (年末年始を除く)、13~17時 助産師による電話相談が無料で可能。

